第1条 省略

(課税額)

第2条 省略

2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に 属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等 割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が520,000円を 超える場合においては、基礎課税額は、520,000円とする。

現行

- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等 割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が170,000円を 超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、170,000円とする。
- 4 省略

第3条~第20条 省略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課 する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が520,000円を超える場合に は、520,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに 掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合に は、170,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、1 60,000円)の合算額とする。

(1)~(3) 省略

以下省略

現行

第1条 省略

(課税額)

第2条 省略

2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に 属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等 割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が540,000円を 超える場合においては、基礎課税額は、540,000円とする。

改正案

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等 割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を 超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円とする。

4 省略

第3条~第20条 省略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課 する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合に は、540,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに 掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合に は、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、1 60,000円)の合算額とする。

(1)~(3) 省略

以下省略

改正案

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条~第26条 省略

付 則

1~8 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世

第1条~第26条 省略

付 則

1~8 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等 に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子 等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に 規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及 び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の 適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」 とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義によ る所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同 法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定す る特例適用利子等の額(以下この条及び第 21 条において「特例適用利子等の 額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合 計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は 特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得 金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「和税条約等実施特例法」とい う。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配 当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6 条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林 所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租 税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法 律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条 の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2 第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額 並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子 等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若し くは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定す る条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定す る条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若

定する特例適用配当等の額(以下この条及び第 21 条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 21 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「和税条約等実施特例法」とい う。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配 当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6 条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林 所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租 税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法 律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条 の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2 第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額 並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子 等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若し くは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定す る条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定す る条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若

しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例)

12 当分の間、平成22年度以降の第23条第1項第3号による国民健康保険税 の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経 過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。 しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例)

14 当分の間、平成22年度以降の第23条第1項第3号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。